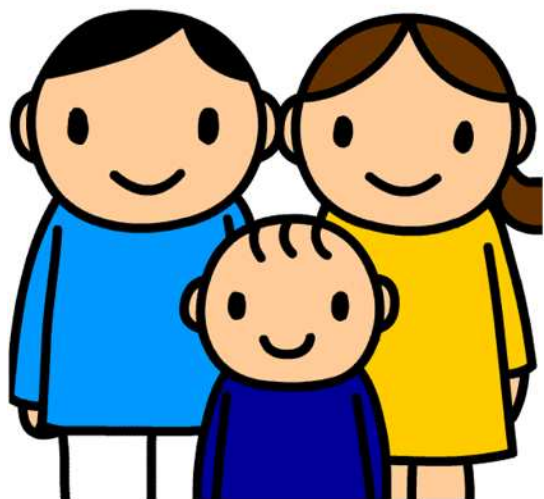


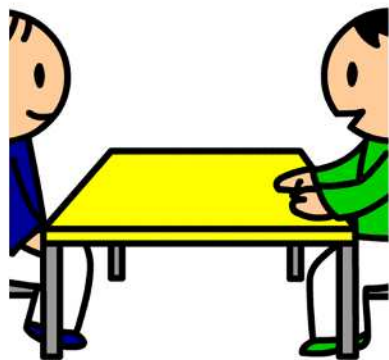
特別支援教育について

新潟市教育委員会 特別支援教育課



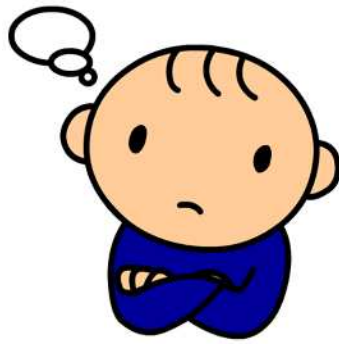
令和4年度 特別支援教育課が誕生

- 特別支援教育に関する学校や保護者からの相談に対応
- 特別支援教育に関する教職員の研修
- 特別支援教育に関する行政事務



特別支援教育（昔の特殊教育）

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、
精神障がい者、肢体不自由者、病弱者、
その他教育上の支援を要する児童・生徒・幼児を
対象に、
児童生徒の持っている力を高め、
生活や学習上の困難を改善・克服するために、
適切な支援を行う教育。



特別支援教育を取り巻く状況の変化

- 平成19年 障がい者の権利に関する条約の署名
→ インクルーシブ教育システムを規定
- 平成28年 障がい者差別解消法の施行
→ 合理的配慮が法的に義務化
- 令和3年度 医療的ケア児及びその家族に対する
支援に関する法律の施行
→ 地方自治体の責務を規定



新潟市内の特別支援学校等の現状

- 新潟よつば学園
- 江南特別支援学校
- 江南特別支援学校川岸分校
- 西蒲高等特別支援学校
- 東新潟特別支援学校
- はまぐみ特別支援学校

新潟市内に 9 校の特別支援学校

ほぼ全ての小中学校に特別支援学級

- 東特別支援学校
- 西特別支援学校

新潟市立の特別支援学校は2校

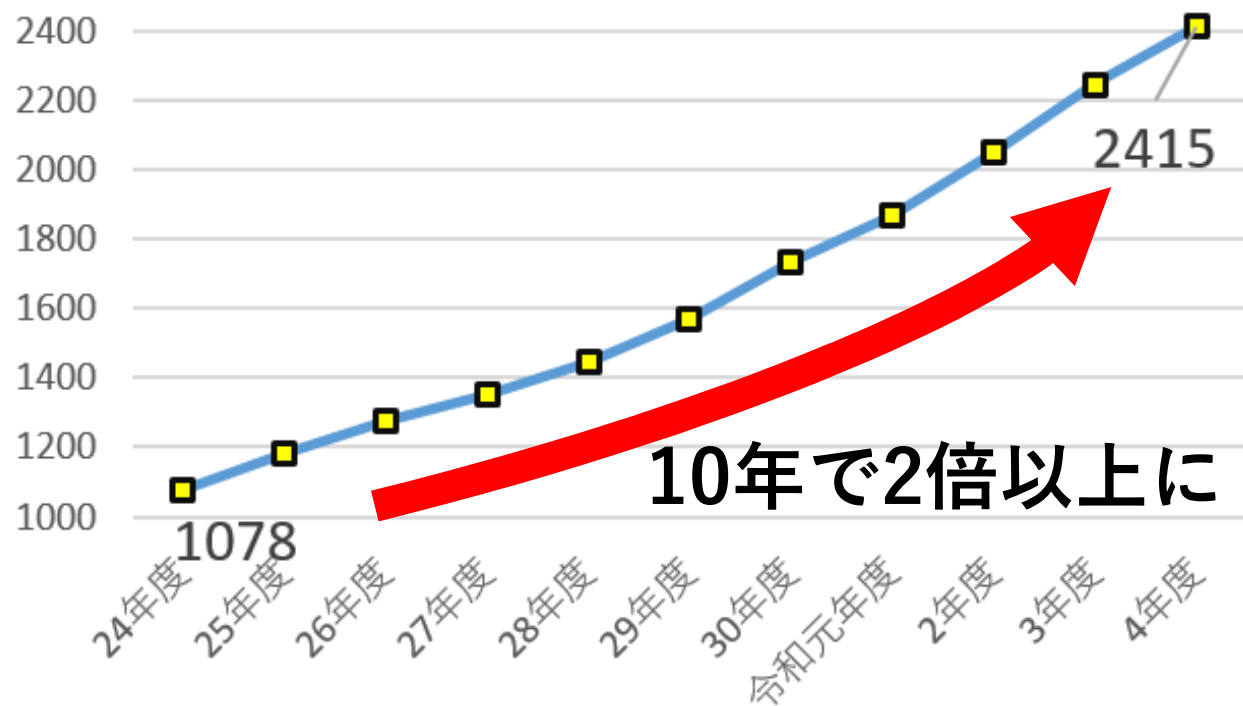
- 新潟大学附属特別支援学校



特別支援学級在籍児童生徒数の推移



特別支援学級在籍児童生徒数の変動

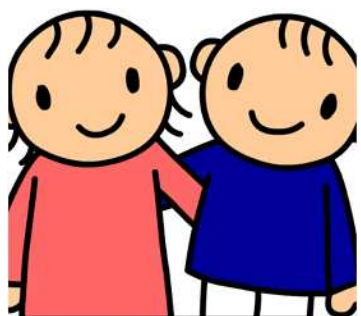


増加の背景

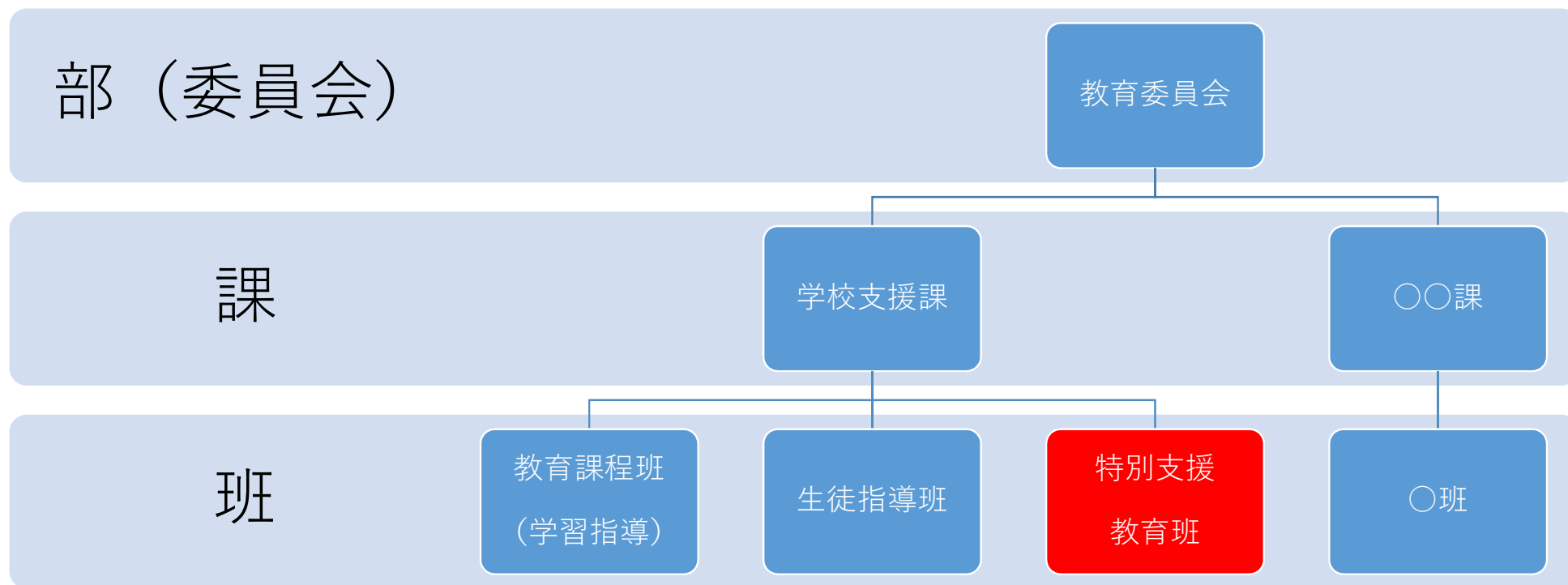
- 特別支援教育に対する差別・偏見が少なくなかった
- **発達障がい**に対する理解が広がり、認知数が増えた

区別の特別支援学級
設置状況

	知	情	肢	病	弱	難	言	計
北	24	23						47
東	32	44	1	2				79
中央	29	45	2	7	1	1		85
江南	17	35	3	1				56
秋葉	17	25	1		1			44
南	17	17						34
西	35	40	1					76
西蒲	15	22						37

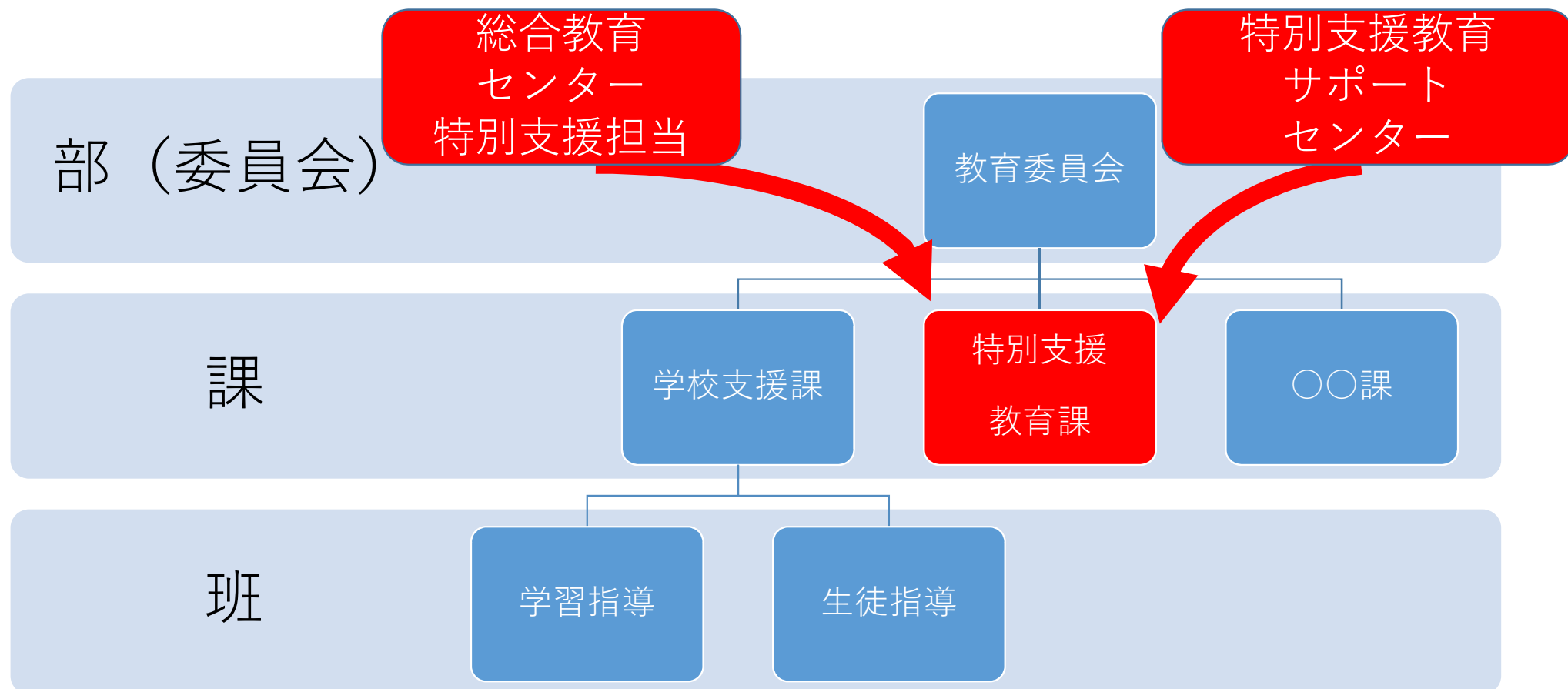


新潟市教育委員会の組織（令和3年まで）



学校支援課の「班」という位置づけだったが、年々高まる特別支援教育のニーズを受けて、令和4年度から・・・

新潟市教育委員会の組織（令和4年から）



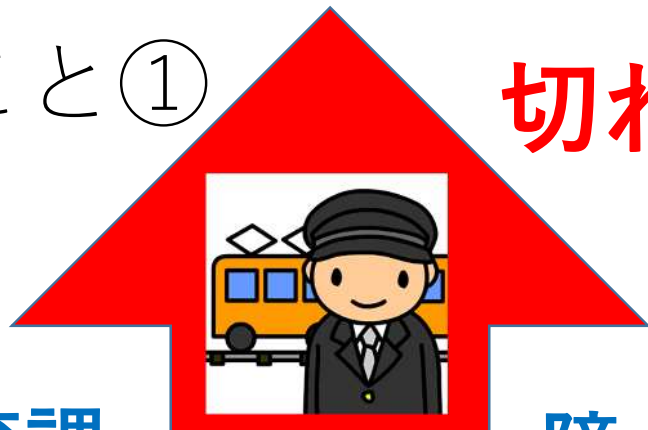
特別支援教育サポートセンター、教員の研修を担当する、総合教育センターの特別支援教育担当が一緒になり、特別支援教育課として独立しました。

課として目指すこと①

切れ目のない支援

福祉部等

卒業後・社会参加



特別支援教育課

障がい福祉課等

学校教育

通常
学級

特支
学級

特支
学校



学校外の時間

保育課・こども家庭課等



入学前

課として目指すこと②

・特別支援教育の質的向上

→自分らしく生きる資質・能力を育むための教員の支援の質の向上

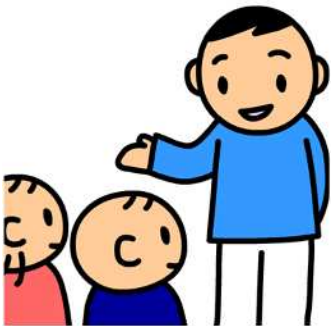
→支援計画作成システムの試験的導入と効果を検証

・多様な学びの場の充実

→個に応じた教育環境の整備、通級指導等の活用推進

※通級・・・通常学級に所属する障がいのある児童生徒が、

通常学級で大半の授業を受けながら、週に数時間だけ、校内外の通級指導教室に通い、障がいに応じた指導を受ける仕組み。

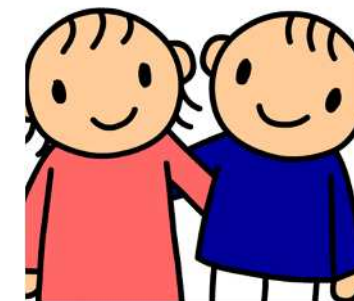


発達障がいとは？

- 自閉症、学習障害（LD）、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）など脳機能の発達に関係する障がい。
- 他人との関係づくりや、コミュニケーションが苦手なので「自分勝手」「変わった人」と誤解され敬遠されやすい。
- 特定のことが非常に優れていたり、極端に苦手だったり、アンバランスな様子が理解されにくい障がい。
- 親のしつけや、教育の問題ではない。
- **周囲の理解と適切なサポートが非常に重要。**



発達障がい よくある誤解や偏見



誤解・偏見

正しくは

発達障がいは治療すれば治る。

発達障がいは親の育て方が原因。

発達障がいの子ども厳しく叱れば正しい行動ができる

合理的配慮とは①

- 障がい者が他の者と平等に生活したり、学習したりすることを確保するための必要で適当な変更や調整。

具体例

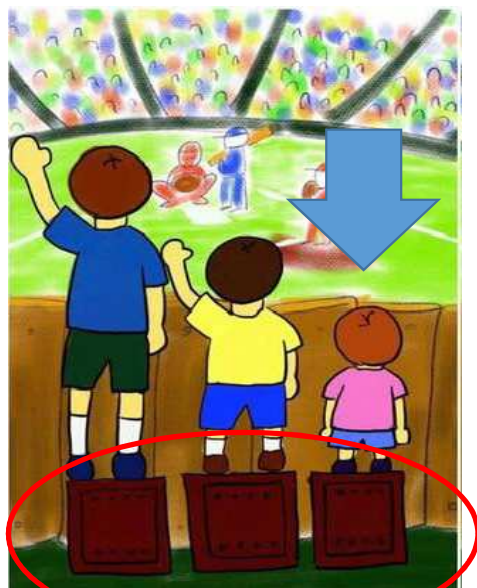
- 視覚障がい→拡大読書器、音声信号、点字ブロック
- 聴覚障がい→字幕挿入、FM補聴器、手話通訳
- 知的障がい→生活訓練、漢字へのルビ

はいりよ
配慮



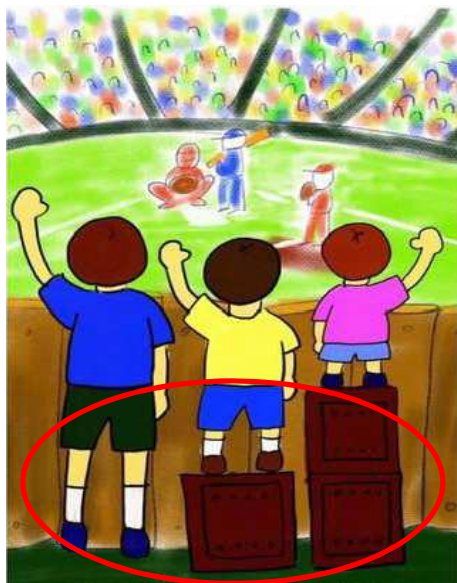
合理的配慮とは②

小柄な子は
見えない



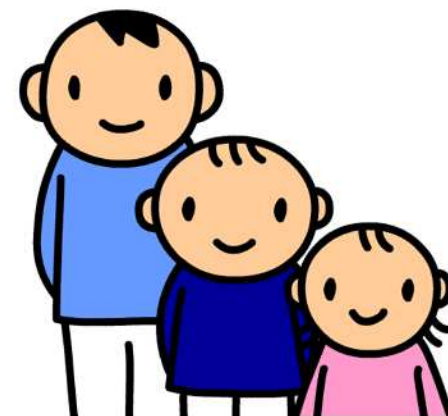
平等

それぞれに
合った配慮



公平

一人一人の障がいの程度や、持っている能力に合わせて、生活や学習に参加できるように配慮するのが合理的配慮です。



インクルーシブ教育システムとは

障がいのある者と、

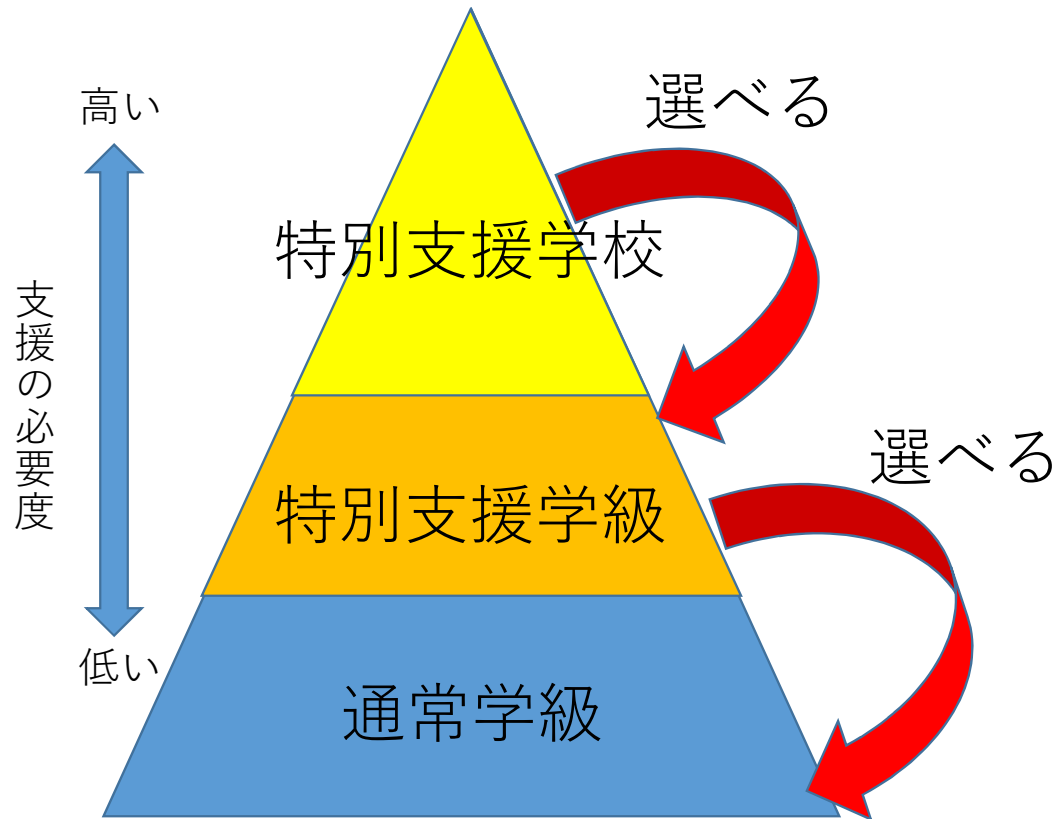
障がいのない者が共に学ぶ仕組み

そのためには

- 障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと
- 自己の生活する地域において教育の機会が与えられること
- 個人に必要な合理的配慮が提供されること
などが必要



日本のインクルーシブ教育システムは



完全と一緒に学ぶ形ではなく、同じ場で学ぶことも追求しながら、特別支援学校、特別支援学級など、個に応じた学習を選べる柔軟なシステム



医療的ケア児とその家族への支援



- 医療的ケア児・・・たんの吸引、人工呼吸器による呼吸管理、導尿、経管栄養などの医療的ケアを日常的に受けている児童生徒。

法の施行前

学校での医療的ケアを**家族が行う**ことになっており、家族は**離職**や、**生活に大きな制約**が掛かるなど大きな負担となっていた。



法の施行後

学校に**看護師等を派遣**するなどして、保護者に負担を掛けることなく医療的ケアが行えるようになることが自治体の**責務**として義務付けられた。

新潟市は法が施行される10年以上前から学校看護師を派遣

終わりに

- 「**障害は社会が作るもの**」と言われます。周囲が適切に理解し、社会全体に配慮があれば、たとえその人に障がいがあっても、生活をしていく上で、大きな問題にはならないということです。
- 車椅子で生活している人を考えてみると、「階段しかない施設」「車いすから手の届かない高いところに物を置いた状態」など、社会や環境のあり方が「障害」を作り出しているのです。
- 私たち一人一人が、障がいのある人もない人も暮らしやすい社会を作る努力をしていきましょう。

